

# 福岡県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

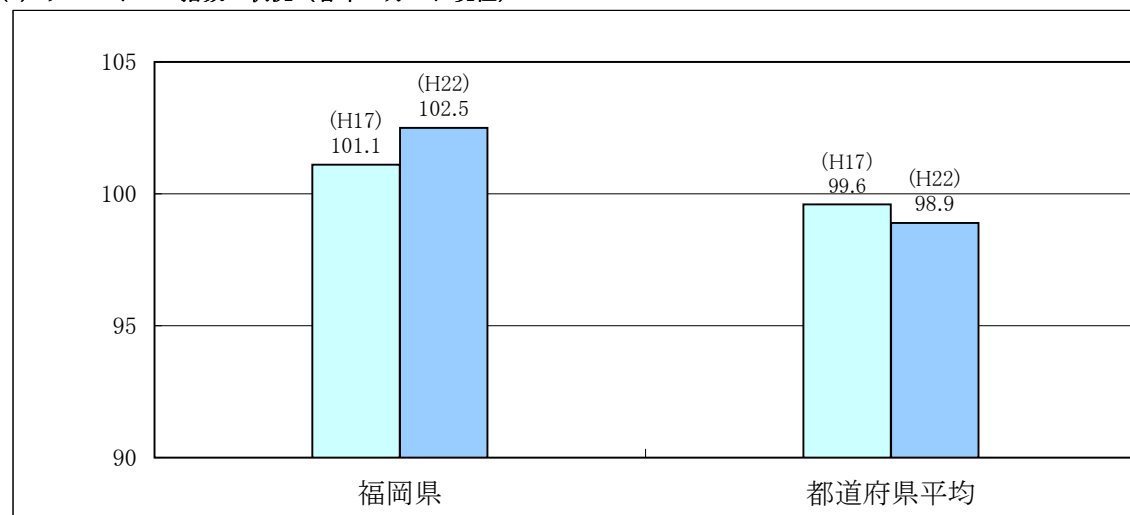
区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 5,038,574	千円 1,657,570,635	千円 1,654,620	千円 506,351,973	% 30.5	% 35.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 51,040	千円 239,749,956	千円 50,190,553	千円 92,918,684	千円 382,859,193	千円 7,501	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は平成21年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県宮埤頭施設整備運営事業職員（計139人）を除きます。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 393,414	円 393,992	円 △578円 (△0.15%)	% △0.14	% △0.14	% △0.19

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

#### ②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 3.96	月 4.15	月 △0.19	月 △0.2	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

## 2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円	413,700円	467,500円	532,800円
最高号給の 給料月額	243,700円	309,400円	356,600円	398,000円	408,200円	425,100円	459,100円	481,300円	541,200円	573,800円

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福岡県	43.6 歳	349,183 円	435,509 円	388,578 円
国	41.9 歳	325,579 円	(非公表)	395,666 円
都道府県平均	43.7 歳	339,950 円	424,247 円	381,330 円

(注) ・「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 ・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(以下同じ)

##### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福岡県	51.6 歳	913 人	345,953 円	397,774 円	377,182 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.5 歳	6 人	350,916 円	380,233 円	372,350 円	調理士	43.4 歳	240,500 円	1.58
うち用務員	52.7 歳	316 人	349,232 円	390,606 円	376,430 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.83
うち自動車運転手	52.6 歳	207 人	347,129 円	412,277 円	380,953 円	自家用乗用自動車運転者	54.9 歳	267,300 円	1.54
うち守衛	52.3 歳	23 人	372,369 円	483,855 円	418,505 円	守衛	60.7 歳	198,500 円	2.44
うち電話交換手	57.6 歳	7 人	342,411 円	391,708 円	368,718 円	—	—	—	—
うちその他技能労務職	49.8 歳	354 人	340,608 円	390,515 円	373,213 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	(非公表)	322,291 円				
都道府県平均	49.3 歳	416 人	331,561 円	387,402 円	364,759 円				

(注) ・民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成19年～21年の3ヶ年平均)から国が算出したものです。  
 ・民間データは、調査対象従業員の勤務日数や勤務時間が多様(本県職員は週38.75時間)で、年金受給中の方や短期契約の方なども含まれ、本県技能労務職員と単純な比較はできませんが、参考に掲載しています。

(以下同じ)

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福岡県	—	—	—
うち学校給食員	6,253 千円	3,255 千円	1.92
うち用務員	6,338 千円	3,008 千円	2.11
うち自動車運転手	6,580 千円	3,732 千円	1.76
うち守衛	7,552 千円	2,749 千円	2.75
うち電話交換手	5,936 千円	—	—
うちその他技能労務職	6,263 千円	—	—

(注) ・年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤動手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

##### ③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	47.3 歳	417,701 円	481,918 円
都道府県平均	44.8 歳	386,923 円	450,762 円

##### ④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	46.0 歳	397,847 円	453,023 円
都道府県平均	44.0 歳	373,665 円	430,570 円

##### ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福岡県	39.3 歳	327,135 円	456,996 円	364,782 円
国	41.3 歳	318,139 円	(非公表)	369,610 円
都道府県平均	39.7 歳	325,926 円	469,083 円	371,475 円

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		福 岡 県		国	
一般行政職	大学卒	178,800	円	I種 181,200 II種 172,200	円
	高校卒	144,500	円	140,100	円
技能労務職	高校卒	137,500	円	—	円
	中学卒	125,400	円	—	円
高等学校教育職	大学卒	199,700	円	—	円
	高校卒	154,900	円	—	円
小・中学校教育職	大学卒	199,700	円	—	円
	高校卒	—	円	—	円
警察職	大学卒	197,200	円	I種 203,100 II種 200,000	円
	高校卒	164,700	円	158,100	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,621 円	321,221 円	370,323 円
	高校卒	224,664 円	274,106 円	324,377 円
技能労務職	高校卒	235,800 円	264,643 円	298,930 円
	中学卒	— 円	— 円	282,350 円
高等学校教育職	大学卒	308,103 円	359,135 円	398,845 円
	高校卒	— 円	283,608 円	319,384 円
小・中学校教育職	大学卒	310,334 円	358,820 円	394,338 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	281,573 円	343,265 円	385,532 円
	高校卒	250,334 円	294,410 円	347,693 円

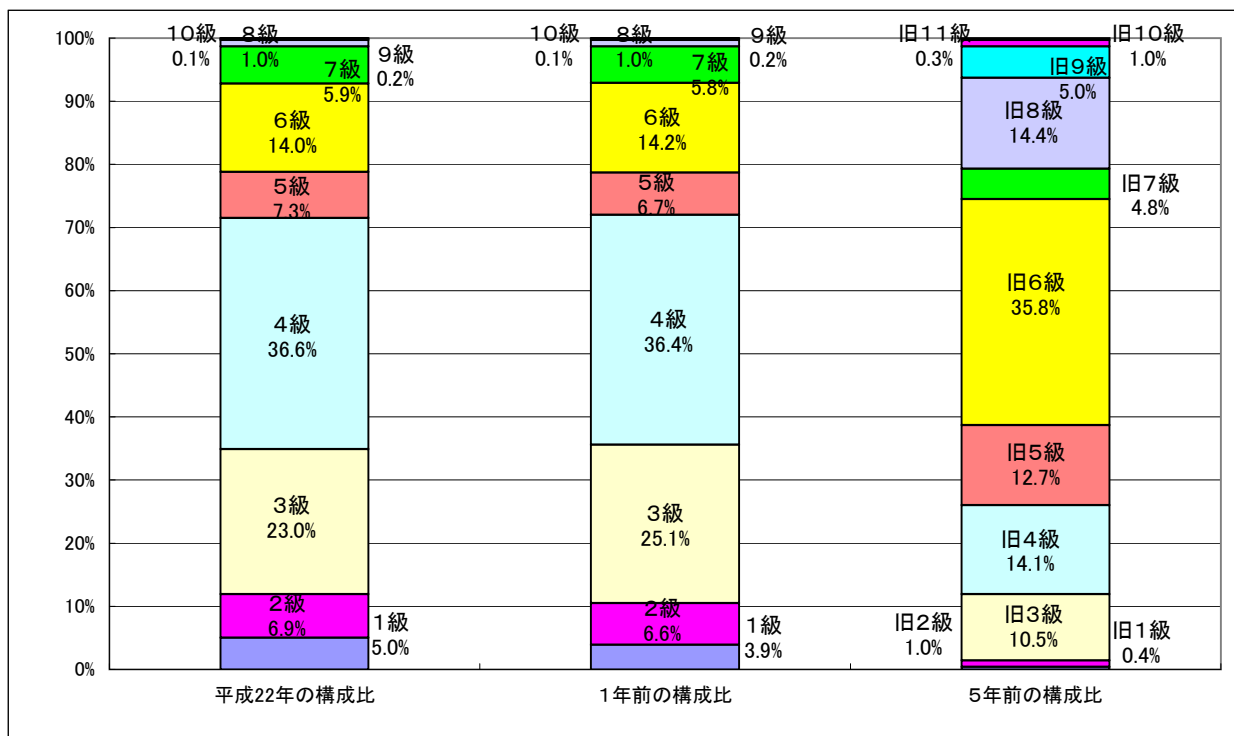
—: 該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師	420 人	5.0 %
2 級	主任	579 人	6.9 %
3 級	主査 困難な業務を処理する主任	1,930 人	23.0 %
4 級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	3,068 人	36.6 %
5 級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	608 人	7.3 %
6 級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,174 人	14.0 %
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長	494 人	5.9 %
8 級	本庁の次長	82 人	1.0 %
9 級	本庁の事務局長	13 人	0.2 %
10 級	本庁の部長	12 人	0.1 %

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に11級制から10級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、10級を新設。)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況(知事部局の行政職給料表適用者)

22年度	職員数		6,128人
	昇給者数	2号給	704人
4号給		4,403人	
6号給		124人	
8号給		323人	
	(計)		5,554人

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

福岡県	国
1人当たり平均支給額(21年度決算)	(非公表)
期末手当 1,104千円	
勤勉手当 572千円	
(21年度支給割合)	(21年度支給割合)
期末手当 2.75月分	期末手当 2.75月分
勤勉手当 1.40月分	勤勉手当 1.40月分
(1.5)月分 (0.70)月分	(1.5)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度を勤勉手当の成績率に反映実施に向けて鋭意取組中です。

### (2) 退職手当(22年4月1日現在)

福岡県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分
勸奨・定年 30.55月分	勸奨・定年 30.55月分
勤続25年 33.50月分	勤続25年 33.50月分
勤続35年 47.50月分	勤続35年 47.50月分
最高限度額 59.28月分	最高限度額 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 6,541千円	1人当たり平均支給額 (非公表)
27,015千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (22年4月1日現在)

地域手当支給実績(21年度決算)	9,075,242 千円		
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	162,645 円		
地域手当支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	30 人	18 %	18 %
大阪市	6 人	15 %	15 %
名古屋市	1 人	12 %	12 %
福岡市	16,221 人	4.75 %	10 %
北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	15,974 人	3.50 %	3 %
その他の県内市町村	18,549 人	3.50 %	0 %
平均支給率		3.91 %	4.15 %

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。  
2 医師及び歯科医師の支給率は15%です。

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	2,794,012 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	84,834 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	59.0 %			
手当の種類(手当数)	45			
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
一般職員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原体付着物の処理、検疫作業、細菌検査	①日額300円 ②日額290円
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障害者更生相談所、女性相談所で現業を行う職員	①援護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障害者の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②結核患者家庭訪問指導、肢体不自由児の日常生活介助	①日額450円、570円 ②日額230円
	種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場職員	有害農業使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	日額650円、800円
	夜間看護等手当	粕屋新光園の看護師	①夜間看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務	①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締職員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5ト未満の船舶運転	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健環境研究所、流域下水道事務所職員 児童福祉施設に勤務する職員	①し尿処理施設、化製場・死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時～6時までの間に勤務時間の始期が定められている場合	①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等	用地交渉業務	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員、九州歯科大学付属歯科衛生学院	教育訓練業務又は歯科衛生士養成授業・実習	日額720円
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、応急処置	日額480円～1,095円
	道路作業手当(道路上等作業手当)	県土整備事務所職員 道路技術員、河川監視	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加熱アスファルト混合物使用道路の舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
	ほ場等管理業務手当	農業総合試験場職員	①農業機械等を操作するほ場等管理業務 ②ふん尿収集、ほ場散布	①日額120円 ②日額230円
	動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業	①日額260円 ②日額230円
	教育公務員	教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合
夜間定時制勤務手当		事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時刻以後に2時間以上業務に従事	日額340円 (事務長は日額220円)
多学年学級担当手当		主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	日額290円
通信教育指導手当		①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く)	①添削指導 ②面接指導	①1通当たり100円 ②1時間2,790円
実習船乗船手当		①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海における生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	①日額3,000円 ②日額180円
有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	1級 日額290円 2級 日額250円	

教 育 公 務 員	教員特殊業務手当	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 ニ…修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの ホ…部活動の指導業務で週休日等に行うもの ヘ…入学試験の監督、採点等	日額 1号イ … 6,400 円 1号イ(特に甚大な災害) … 12,800 円 1号ロ … 6,000 円 1号ハ … 6,000 円 2号 … 3,400 円 3号 … 3,400 円 4号 … 2,400 円 5号 … 900 円
	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	日額200円
	教育業務連絡指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に置かれるもの) *学科主任 *農場長 *寮務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以上の学年に置かれるもの)	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	日額200円
警 察 職 員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	日額250円～560円
	銃器犯罪捜査作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	日額820円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	日額1,600円、3,200円 1体当たり3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	日額1,900円
	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回730円
	救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	危険を伴う山岳地遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助	日額410円、840円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	日額250円～4,600円	
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	日額1,100円	
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	日額640円、1,150円	

(5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(21年度決算)	8,788,070 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	171 千円
支給実績(20年度決算)	8,631,281 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	166 千円

(6) その他の手当(22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,571,763 千円	241,849 円

住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超(27,000円限度) 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 ○持家居住者で世帯主である職員 ・4,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	異なる	国は持家居住職員の手当は廃止	4,542,758 千円	132,473 円	
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(鉄道・西鉄バス利用者は6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算	異なる	(国の制度) ・運賃等相当額の支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者の支給額 2,000円～24,500円 ・新幹線等利用者の特別料金 加算額料金×1/2(上限2万円)	6,420,421 千円	125,711 円	
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業の給与水準と調整するために支給 ・医師、歯科医師 306,900円以下(35年) ・研究者 100,000円以下(10年) ・獣医師 25,000円以下(10年)	異なる	(国の制度) ・医師、歯科医師 410,900円以下(35年) ・獣医師への支給なし	84,665 千円	1,058,313 円	
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・23,000円～68,000円	同じ	—	82,509 千円	253,874 円	
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・寄宿舎指導 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,618,643 千円	195,417 円	
管理職員特別勤務手当	○管理職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給 ・役職区分に応じ、1回4,000円～12,000円(従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	76,481 千円	177,450 円	
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	910,643 千円	90,422 円	
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,351,484 千円	186,982 円	
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額(42,100円～139,100円)	異なる	区分や支給額が異なる	2,395,758 千円	714,512 円	
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)			103,806 千円	338,130 円	
警察	特勤勤務手当	○職員が生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合の精神的な負担や生活の不便に給与上対処し、職員を配置しやすくするために設けられている手当 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 * 級地区別支給割合 4%～25%	同じ	—	49,914 千円	177,631 円
	特勤勤務手当に準ずる手当	○特勤公署又は特勤公署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ	—		
学校	へき地手当	○職員が生活の著しく不便な地に勤務することによる精神的負担、生活不便に対処し、職員間の給与の均衡、人事管理等の円滑化を図り、教育の機会均等を保障するもの ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級別支給割合-地域手当 * 級地区別支給割合 6%～22%			4,096,829 千円	124,105 円
	へき地手当に準ずる手当	○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%				
	義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額11,700円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定通手当又は農業、水産に係る産業教育手当の支給期間:定額の3/4の額 * 上記以外の者:定額の2/4の額				
	産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定通手当受給者、管理職手当受給者は3%)				
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%			77,790 千円	185,214 円	

## 6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	知事	675,000	円 (1,350,000) 円
	副知事	1,080,000	円
報酬	議長	1,110,000	円
	副議長	980,000	円
	議員	890,000	円
期末手当	知事	(21年度支給割合)	
	副知事	3.10	月分
退職手当	議長	(21年度支給割合)	
	副議長	3.10	月分
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副知事	135万円×在職月数×0.65	42,120,000円 (任期毎)
手当地域	知事	108万円×在職月数×0.50	25,920,000円 (任期毎)
	副知事	支給率 4.75%	

(注)1 知事は、福岡県町村会に係る不祥事件の責任を明らかにするため、給料を50%減額しています。

( )内は減額措置を行う前の金額です。(H22.4～H22.9)

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

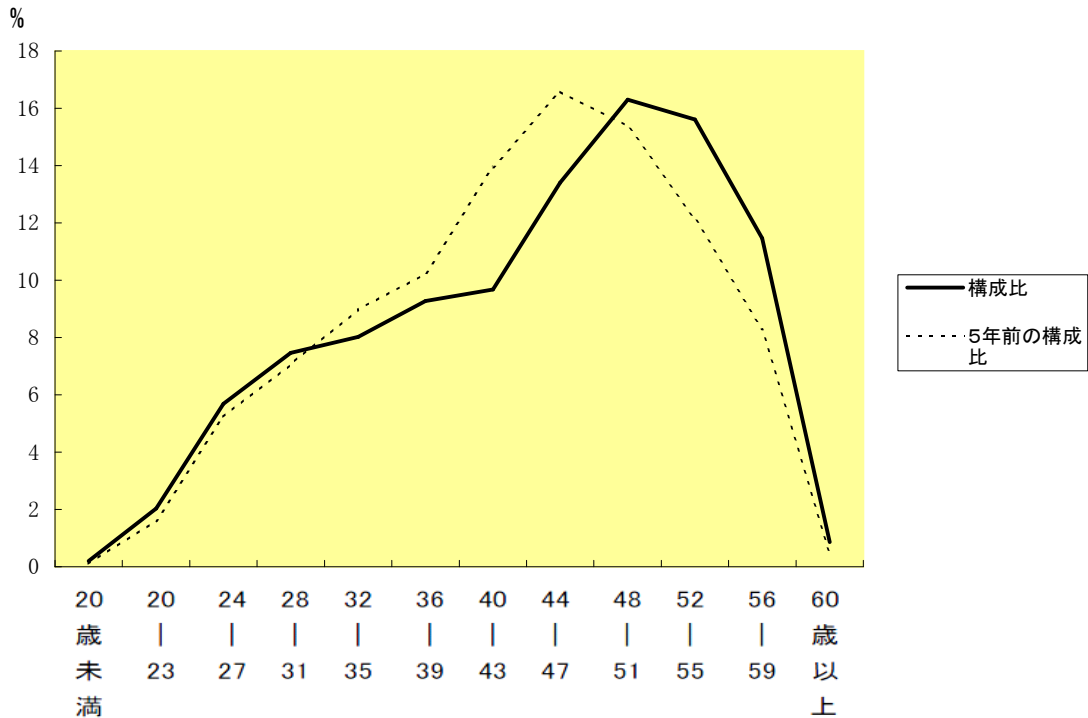
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成22年	平成21年		
知事部局	7,946	8,025	△ 79	事務事業の見直し・外部委託化 (参考:人口10万人当たり職員数157.70人)
教育委員会	31,179	31,569	△ 390	事務事業の見直し及び児童生徒数の減少に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数618.81人)
その他	11,540	11,585	△ 45	条例定員の改正(警察本部)など (参考:人口10万人当たり職員数229.03人)
合計	50,665	51,179	△ 514	(参考:人口10万人当たり職員数1,005.54人)

(注) その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会議務局、企業局です。

### (2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	102人	1,030人	2,880人	3,779人	4,067人	4,699人	4,902人	6,795人	8,258人	7,908人	5,809人	436人	50,665人



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標

(参考) 福岡県行

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業			一 般 行 政 職		
1人当たり平均支給額(21年度決算)					
期末手当	1,078	千円	—		
勤勉手当	580	千円			
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.4 月分		2.75 月分	1.4 月分	
(1.5) 月分	(0.70) 月分		(1.5) 月分	(0.70) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5～20%			役職加算 5～20%		
管理職加算 10～25%			管理職加算 10～25%		
(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。					

イ 退職手当(22年4月1日現在)

公 営 企 業			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	月分	月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円			
(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。					

ウ 地域手当(22年4月1日現在)

			7,407 千円
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			176,354 円
地域手当支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	4.75 %	22 人	4.75 %
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(22年4月1日現在)

		208 千円
		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		%
手当の種類(手当数)	33.2	2
主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
	①日額300円	
	②日額220円	
	③～④日額220円～320円	
	⑤日額130円～250円	
	⑥日額300円	
	⑦日額480円～1,095円	
用地交渉業務	日額700円～1,050円	

オ 時間外勤務手当

千円  
千円  
千円  
千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	5,058 千円	229,927 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超(27,000円限度) 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 ○持家居住者で世帯主である職員 ・4,500円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	—	4,680 千円	167,146 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道・西鉄バス利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額	同じ	—	10,726 千円	282,262 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	—	157 千円	31,300 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	11 千円	1,422 円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	81 千円	16,129 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (67,300円～109,500円)	同じ	—	5,336 千円	1,067,280 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成19年度～平成23年度における定員管理の数値目標  
→7(3)①を参照(公営企業分は県全体の内数として含まれています。)

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要  
→7(3)②を参照(公営企業分は「その他」の内数として含まれています。)